



produced by MEDIPLAT

2024年5月

衛生講話資料

労働安全衛生法と産業保健

労働衛生体制の基本を知る

株式会社Mediplatの許可無く
対外的に参照・配布することを禁じます

Copyright(C) ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

1. 労働安全衛生法について

1. 労働安全衛生法とは？
2. 法律に定められた義務

目標は
「より良い職場を作る」
こと

2. 産業保健とは？

1. 産業医
2. 衛生管理者
3. 衛生委員会



労働安全衛生法について

■ 労働基準法と労働安全衛生法

・ 労働基準法

労働契約・賃金・時間・休日など基本的なことを定める

・ 労働安全衛生法 (昭和47年に労働基準法から独立)

労働者の安全・衛生・健康管理を定める

労働者を守る法律
2つ



■ 労働安全衛生法には何が書かれている？

・ 産業医・衛生管理者・衛生委員会

職場の健康の保持増進を行う体制整備

・ 健康診断

実施の義務・従業員の受ける義務・実施後の対応

・ ストレスチェック

実施の義務・高ストレス時の対応

・ 長時間労働の健康措置

面接指導など健康障害の予防措置

「労働者の健康を守る」
のに必要なことが
一覧に

他にも・・・

- ・ 有害物質の扱い
- ・ 職場の環境作り
- ・ 労働災害
なども扱う

50名を超えると、法的義務が増える！

■ 衛生管理者・安全管理者の選任

- ・ 衛生管理者を選任（従業員の中から）
 - ※社員数で必要人数が変わる
 - ※業種によっては安全管理者も
- ・ 衛生管理者は国家資格！

試験アリ
転職に有利とか…

■ 産業医の選任

- ・ 産業医を選任（外部の医師に依頼）
 - ※社員1000人までは嘱託（非常駐）
 - ※月1回が多いが、人数次第で増える
- ・ 社内の健康について扱うようになる

■ ストレスチェックの実施

- ・ **年1回**の実施が義務になる
 - ※会社の実施は法令上の義務
 - ※従業員の回答は任意
- ・ 結果に応じた対応も
 - 結果を**職場の改善**に活かす

■ 健康診断の報告書

- ・ 従業員が健康診断を受けるのは義務
 - ※50人超える前から
- ・ 産業医の結果確認 + 就業判定
 - 受診勧奨につながる
- ・ 労基署に結果報告書提出が必要に
 - 会社がよりしっかり結果を見るように

この4つが「産業医の扱う代表的業務」にも

“産業保健”とは？



成人期（=企業に勤めている間）の健康を担う医師

病気になる人は多くないので「予防」に焦点

「仕事×医学(産業医学)」の専門家

■ 「働く」は健康に悪い？

有害物質、腰痛、熱中症、メンタルヘルス不調・・・

仕事健康に悪影響を及ぼすこともある

→影響が出ないように**予め対策**をする専門家が「産業医」

■ どんな人たち？

- ・きちんと**医師免許**を所持
- ・加えて**産業医学**に関する研修を受けている
- ・**病院の医師**と兼任の方も

「産業保健」を専門にする医師も
内科や精神科・産婦人科などを
バックグラウンドにする医師もいます



■ 2種類の産業医

- ・**専属**産業医（「常駐」の産業医）
大企業(≧1000人)で必要
複数社の兼務ができない(例外あり)
- ・**嘱託**産業医（「非常駐」の産業医）
中小企業のほとんど
月1回～訪問で対応
複数社の兼務ができる

「働きながら病気になる」のを予防

体の健康

- 健康診断
- 保健指導
- 健康相談

心の健康

- ストレスチェック
- 高ストレス面談
- 休復職面談

企業の安全

- 職場巡視
- 衛生委員会
- 安全管理
- 感染対策

相談歓迎なこと

- **メンタルヘルスの不調**を感じる時
- **身体**の健康問題
- より良く働けるための**職場改善**に関すること

※以下のことは対応できません・・・

- 個人的な社内トラブルの解決
- 病気の治療や処方（医療機関を受診）
- 他社員への指示・指導の依頼



衛生管理者・安全管理者について

■ どんな仕事？

- ・ 「**職場の衛生に関すること**」を扱う
例：健康診断の手配や結果確認、職場の環境や設備の確認
- ・ 週1回以上の「**職場巡視**」を行う
職場に危険や不衛生になることがないか？を定期的に確認
- ・ **人事労務担当者が担うことが多い**

常時使用する労働者数	必要な衛生管理体制		
50－200人	衛生管理者1人以上	産業医1名以上 (非常勤=嘱託も可)	
201－500人	衛生管理者2人以上		
501－1000人	衛生管理者3人以上		
1001－2000人	衛生管理者4人以上	うち1人は専任	専属産業医1名以上
2001－3000人	衛生管理者5人以上		
3001人以上	衛生管理者6人以上		専属産業医2名以上

(安全)衛生委員会について

■ 構成メンバー

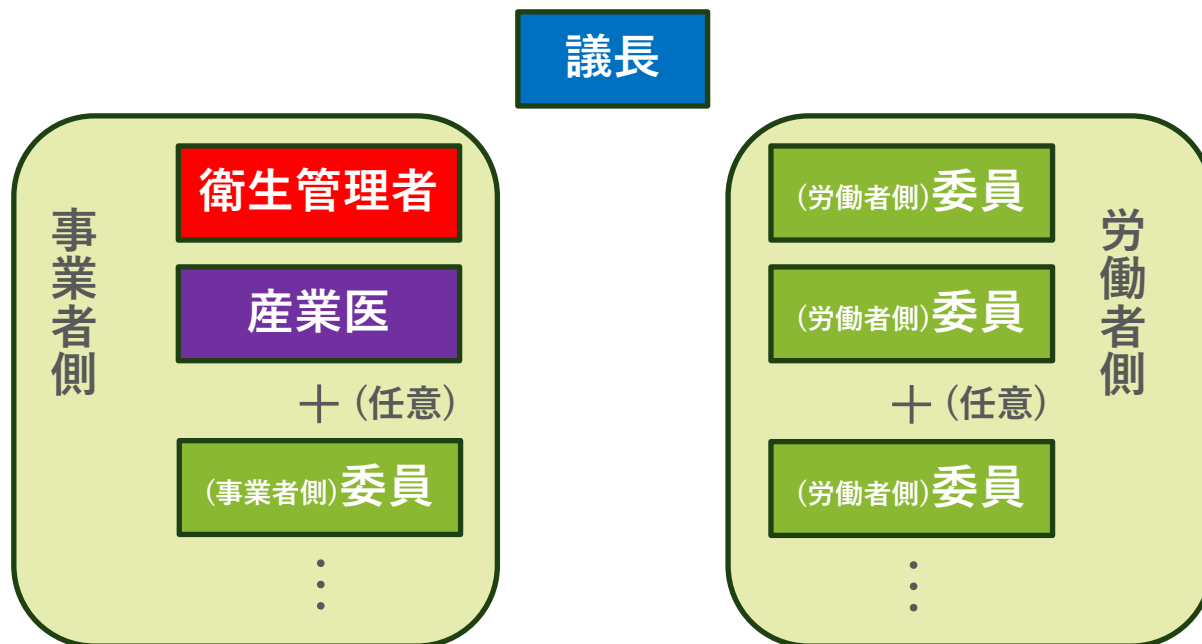
議長：総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名）

事業者側：衛生管理者（1名～）・産業医（1名～）

労働者側：衛生に関する経験を有する者（2名～）

※労働者の過半数で組織する労働組合の推薦
or労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名

労働者の代表として
意見を述べる役割



労使同数の出席を
目指す！

※欠席者が出る場合、
代理を立てるのが望ましい
(特に有資格者の欠席が続くのは
監査などで問題になる)

■ 定例報告事項（必須事項）

<各月の報告>

- ・ 長時間労働者
(45/80時間以上の人数、最大残業時間)
- ・ 休職者・復職者・面談状況など
- ・ 労災報告（件数/内容/対策）
- ・ 感染症発生者数・経過
- ・ 職場巡視結果報告

<年間計画>

- ・ 健康診断の計画・現状共有

■ その他の議題例（月により検討）

<課題への対応>

- ・ 健康診断→健康施策
- ・ ストレスチェック→職場環境改善
- ・ 長時間労働の削減対策

<追加の健康施策>

- ・ メンタルヘルス不調の予防
- ・ ヒヤリハット事例の原因分析と対策

<その他>

- ・ 産業医による健康/衛生教育・講話

事項	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
衛生委員会		〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日
定例報告		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
審議事項	年間計画確認				健康経営に向けた計画と進捗報告	ストレスチェック分析結果による改善策の検討	定期健診受診状況共有			健康診断結果の報告と改善策の検討	次年度年間安全衛生計画の検討	次年度年間安全衛生計画の検討	
	前年度時間外集計	ストレスチェック準備	ストレスチェック実施		インフルエンザ予防接種								